

『CADWe'll Tfas 7 / Tfas 7 E』月額レンタル利用約款

お客様は「ソフトウェア(CADWe'll Tfas)使用許諾契約書」に同意の上、本約款を遵守して弊社製品『CADWe'll Tfas 7』『CADWe'll Tfas 7 E』(以下「本製品」)を利用することとします。

1. 申し込み内容について

- (1) 次の項目は『『CADWe'll Tfas 7 / 7 E』月額レンタル 利用申込書』(以下「申込書」)に記載された内容とします。
- | | | | |
|--------------|---------------|----------------|--------|
| 「請求開始日」 | 「申込数量」 | 「月額レンタル料金」 | 「初期費用」 |
| 「保証金／前払金の選択」 | 「保証金」または「前払金」 | 「契約期間」(前払金の場合) | 「支払方法」 |

2. 本レンタルのご利用条件

- (1) 本レンタルの「契約期間」は「申込書」に記載された期間です。「前払金」を選択された場合は、「契約期間」を延長することはできません。
- (2) 「申込書」に「契約期間」が記載されていない場合は、弊社が申し込みを承諾してからお客様が弊社所定の手続きを経て解約が完了するまでが「契約期間」になります。
- (3) 「本製品」を使用するためには、ライセンス認証のためにインターネットに接続可能な環境が必要です。
- (4) 支払方法
- ① 口座振替の場合
- 1) 「本製品」出荷前に、「保証金」または「前払金」を弊社指定の口座へお振込みいただきます。振込手数料はお客様にてご負担いただきます。
- 2) 第1回目のお支払いは「本製品」出荷月の翌々月の支払日(「申込書」に記載された支払日(以下「支払日」))に、1ヶ月分の「月額レンタル料金」+「初期費用」をお客様ご指定の口座から振替いたします。2回目以降のお支払いは、毎月の「支払日」に口座振替いたします。
- 3) 口座振替不能の場合は、「再振替手数料500円(税別)」を含めた料金を再振替いたします。
- ② 振込の場合
- 1) 「本製品」出荷前に、「保証金」または「前払金」を弊社指定の口座へお振込みいただきます。振込手数料はお客様にてご負担いただきます。
- 2) 毎月の「月額レンタル料金」を「支払日」までにお支払いください。振込手数料はお客様にてご負担いただきます。
- (5) 「保証金」は、契約終了最終月の料金のお支払いを確認した後、お客様へ返還いたします。振込手数料は弊社にて負担いたします。
- (6) 「前払金」は、「契約期間」の最後の3ヶ月の「月額レンタル料金」の支払いに充当いたします。
- (7) 「月額レンタル料金」の中に「本製品」のバージョンを変更する権利が含まれておりますので、最新を含む3世代のバージョンの中から選択してご使用いただくことが可能です。

3. 契約の解約について

- (1) 『『CADWe'll Tfas 7 / 7 E』月額レンタル 解約申込書』が15日までに弊社に到着した場合は、その月の末日が解約日になります。16日以降に到着した場合は、翌月の末日が解約日になります。
- (2) お客様が次のいずれかに該当する場合、弊社はお客様に催告することなく即座に本契約を解約することができるものとします。
- ① 弊社からお客様に対して支払い督促、不正使用の中止、その他の是正催告を行なったにもかかわらず1週間を経てもその是正がなされない場合。
- ② 「ソフトウェア(CADWe'll Tfas)使用許諾契約書」もしくは本約款に違反した場合。
- ③ 自己振出手形に対する不渡り処分により銀行取引停止を受けた場合、または支払停止もしくは支払不能の状態となった場合。
- ④ 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、解散、その他これに類する手続きの申立てがあった場合。
- ⑤ 信用状態が著しく悪化し、営業の継続が困難であると弊社が判断した場合。
- ⑥ お客様自らとその役員または従業員が、暴力団を始めとする反社会的勢力であることが判明した場合、反社会的勢力と関与もしくは取引を行ったことが判明した場合、もしくは自らまたは第三者を利用し暴力行為等の違法行為をしたことが判明した場合。

4. 使用停止について

- (1) 以下の場合、弊社はお客様に対して事前の告知をすることなく、即座に「本製品」の使用停止を行なうことができるものとします。
- ① 「月額レンタル料金」の支払いが2ヶ月滞った場合。
- ② 上記「3. 契約の解約について(2)」に該当する場合。

以上

2014年11月1日

第1版

PT7B12-01